

事務連絡
平成27年1月26日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様
各指定居宅介護支援事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護事業等の留意事項について（お知らせ）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成26年政令第225号。以下「政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号。以下「省令」という。）が、平成26年6月25日に公布されています。

これにより、「指定介護予防訪問介護」、「指定介護予防通所介護」、「指定通所介護」及び「指定居宅介護支援」については、法及び政省令の施行により、平成27年度以降、指定事業者制度の改正が予定されており、主な内容は次のとおりです。今後、集団指導や同報メール等により、制度改正に関する情報等については、順次、お知らせしていくことにしていますので、各居宅サービス事業所等におかれては、ご留意いただくようお願いいたします。

なお、現時点で、本県において、平成27年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始する市町はないことを念のため、申し添えます。

記

1. 地域支援事業の見直しに関する事項（指定介護予防訪問介護、指定介護予防通所介護関係）

(1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。（平成27年4月1日施行：法第115条の45等関係）

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、総合事業に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、施行日（平成27年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。（法附則第13条）

※ 総合事業に係るみなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととされている。また、平成27年4月から総合事業を実施しない市町村においてもみなし指定の効力は生じる。（「介護予防・日常生活支援総合事業及び地域密着型通所介護に係る経過措置について（平成26年6月25日厚生労働省老健局振興課通知）」以下「経過措置通知」という。）

※ 介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能であるが、その場合においては、総合事業に係るみなし指定の対象とならない。(経過措置通知)

(3) 上記1.(2)の事業者が施行日の前日(平成27年3月31日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第13条ただし書及び省令附則第2条)

※ 介護予防サービス事業者は当該申出を行う際には、総合事業に移行した利用者が当該事業者によるサービスを利用できなくなるため、当該利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター等と十分調整する必要がある。(経過措置通知)

(4) 総合事業に係る規定の施行日は、平成27年4月1日とされているが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっていること。(法附則第14条第1項)

(5) 総合事業に係るみなし指定については、その効力が平成27年4月1日から生じ、その有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とするが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定であること(今後政省令等で規定予定)。(経過措置通知)

(6) 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付による指定(介護予防サービス事業者の指定)の効力も残るため、総合事業に係るみなし指定について「別段の申出」をしない事業者については、市町村による総合事業の指定と、都道府県等による予防給付の指定の2つが効力を生じること。(経過措置通知)

(7) 総合事業に係るみなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日(みなし指定の有効期間を市町村が独自に定める場合は、当該期間の満了日)以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があること。(経過措置通知)

(8) 総合事業に係るみなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は各市町村の区域内においてその効力が及ぶため、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となること。(経過措置通知)

2. 居宅サービス等の見直しに関する事項(指定通所介護、指定居宅介護支援関係)

(1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けるものとする。こと。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日施行：法第5条関係)

※ 厚生労働省で定める利用定員の数は、19人になる予定である。

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、地域密着型通所介護に係る規定の施行(平成28年4月1日までの間で政令で定める日)の際、現に指定を受けている通所介護(利用定員が改正後の介護保険法第8条第7項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。)の事業を行う者は、施行日において当該事業所の所在地の市町村(他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村を含む。)の長から地域密着型通所介護に

係る指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。(法附則第20条第1項)

※ みなし指定は、円滑な移行のため、当該事業を行う事業所の所在地の市町村及び施行日の前日において他の市町村の被保険者が通所介護を利用していた場合には当該他の市町村に効力が及ぶ。(経過措置通知)

※ みなし指定の有効期間については、施行日から効力を生じるが、有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年を経過した日までとする予定である。(経過措置通知)

※ 地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業者については、地域密着型通所介護に係る規定の施行日に、居宅サービスの通所介護の指定の効力が失われることとされている(法附則第20条第2項)ため、現在その利用定員は厚生労働省令で定める数未満であるが、引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行う事業者は、当該施行日の前日までにその利用定員を厚生労働省令で定める数以上に変更し、都道府県知事にその旨を届け出る必要がある。(経過措置通知)

(3) 上記2.(2)の事業者が施行日の前日(平成28年4月1日までの間であって政令で定める日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第20条第1項ただし書及び省令附則第4条)

(4) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。(平成30年4月1日施行：法第6条関係)

【問い合わせ先】

○上記1及び2に関すること

・高松市外に住所を有する事業所 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ
TEL 087-832-3269、3274

・高松市内に住所を有する事業所 高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課
TEL 087-839-2326

○その他、総合事業に関すること

・香川県健康福祉部長寿社会対策課 計画推進グループ
TEL 087-832-3270、3271

・各市町介護保険主管課

【別添資料】

＜参考資料1＞

○全国介護保険担当課長会議(平成26年11月10日開催)資料より抜粋
・介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)〔厚生労働省老健局振興課〕他

＜参考資料2＞

○介護保険最新情報V o 1. 396(平成26年10月1日厚生労働省老健局振興課)
【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて】より抜粋

＜参考資料3＞

○全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日開催)についてのQ&A【9月19日版】より抜粋

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様
各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課長

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護事業等の留意事項について（お知らせ）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成26年政令第225号。以下「政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号。以下「省令」という。）が、平成26年6月25日に公布されています。

これにより、「指定介護予防訪問介護」、「指定介護予防通所介護」、「指定通所介護」及び「指定居宅介護支援」については、法及び政省令の施行により、平成27年度以降、指定事業者制度の改正が予定されており、主な内容は次のとおりです。今後、集団指導や同報メール等により、制度改正に関する情報等については、順次、お知らせしていくことにしていますので、各居宅サービス事業所等におかれては、御留意いただくようお願いいたします。

なお、現時点で、本市においては、平成27年4月1日からは介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始せず、28年度以降開始する予定であることを申し添えます。

記

1. 地域支援事業の見直しに関する事項（指定介護予防訪問介護、指定介護予防通所介護関係）

(1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。（平成27年4月1日施行：法第115条の45等関係）

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、総合事業に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、施行日（平成27年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。（法附則第13条）

※ 総合事業に係るみなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととされている。また、平成27年4月から総合事業を実施しない市町村においてもみなし指定の効力は生じる。（「介護予防・日常生活支援総合事業及び地域密着型通所介護に係る経過措置について（平成26年6月25日厚生労働省老健局振興課

通知)」以下「経過措置通知」という。)

※ 介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能であるが、その場合においては、総合事業に係るみなし指定の対象とならない。(経過措置通知)

(3) 上記1.(2)の事業者が施行日の前日(平成27年3月31日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第13条ただし書及び省令附則第2条)

※ 介護予防サービス事業者は当該申出を行う際には、総合事業に移行した利用者が当該事業者によるサービスを利用できなくなるため、当該利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター等と十分調整する必要がある。(経過措置通知)

(4) 総合事業に係る規定の施行日は、平成27年4月1日とされているが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっていること。(法附則第14条第1項)

(5) 総合事業に係るみなし指定については、その効力が平成27年4月1日から生じ、その有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とするが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定であること(今後政省令等で規定予定)。(経過措置通知)

(6) 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付による指定(介護予防サービス事業者の指定)の効力も残るため、総合事業に係るみなし指定について「別段の申出」をしない事業者については、市町村による総合事業の指定と、都道府県等による予防給付の指定の2つが効力を生じること。(経過措置通知)

(7) 総合事業に係るみなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日(みなし指定の有効期間を市町村が独自に定める場合は、当該期間の満了日)以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があること。(経過措置通知)

(8) 総合事業に係るみなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は各市町村の区域内においてその効力が及ぶため、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となること。(経過措置通知)

2. 居宅サービス等の見直しに関する事項(指定通所介護、指定居宅介護支援関係)

(1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けるものとする。こと。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日施行：法第5条関係)

※ 厚生労働省で定める利用定員の数は、19人になる予定である。

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、地域密着型通所介護に係る規定の施行(平成28年4月1日までの間で政令で定める日)の際、現に指定を受けている通所介護(利用定員が改正後の介護保険法第8条第7項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。)の事業を行う者は、施行日において当該事業所の所在地の市町村(他の市町村の

被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村を含む。)の長から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。(法附則第20条第1項)

※ みなし指定は、円滑な移行のため、当該事業を行う事業所の所在地の市町村及び施行日の前日において他の市町村の被保険者が通所介護を利用していた場合には当該他の市町村に効力が及ぶ。(経過措置通知)

※ みなし指定の有効期間については、施行日から効力を生じるが、有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年を経過した日までとする予定である。(経過措置通知)

※ 地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業者については、地域密着型通所介護に係る規定の施行日に、居宅サービスの通所介護の指定の効力が失われることとされている(法附則第20条第2項)ため、現在その利用定員は厚生労働省令で定める数未満であるが、引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行う事業者は、当該施行日の前日までにその利用定員を厚生労働省令で定める数以上に変更し、都道府県知事にその旨を届け出る必要がある。(経過措置通知)

(3) 上記2.(2)の事業者が施行日の前日(平成28年4月1日までの間であって政令で定める日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第20条第1項ただし書及び省令附則第4条)

(4) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。(平成30年4月1日施行：法第6条関係)

【問い合わせ先】

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課 相談指導係
TEL 087-839-2326

【別添資料】

<参考資料1>

- 全国介護保険担当課長会議(平成26年11月10日開催)資料より抜粋
・介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)[厚生労働省老健局振興課]他

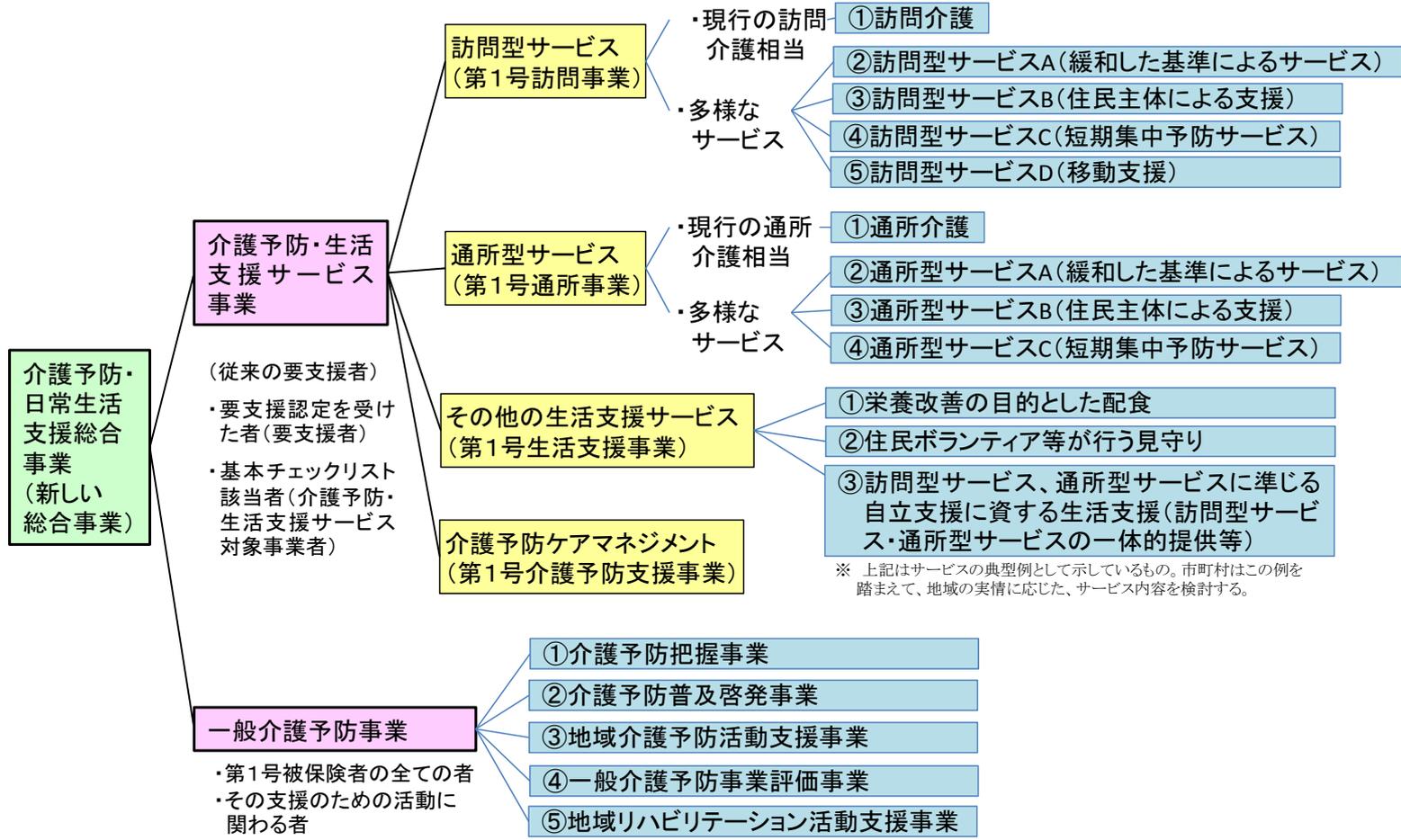
<参考資料2>

- 介護保険最新情報V o 1. 396(平成26年10月1日厚生労働省老健局振興課)
【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて】より抜粋

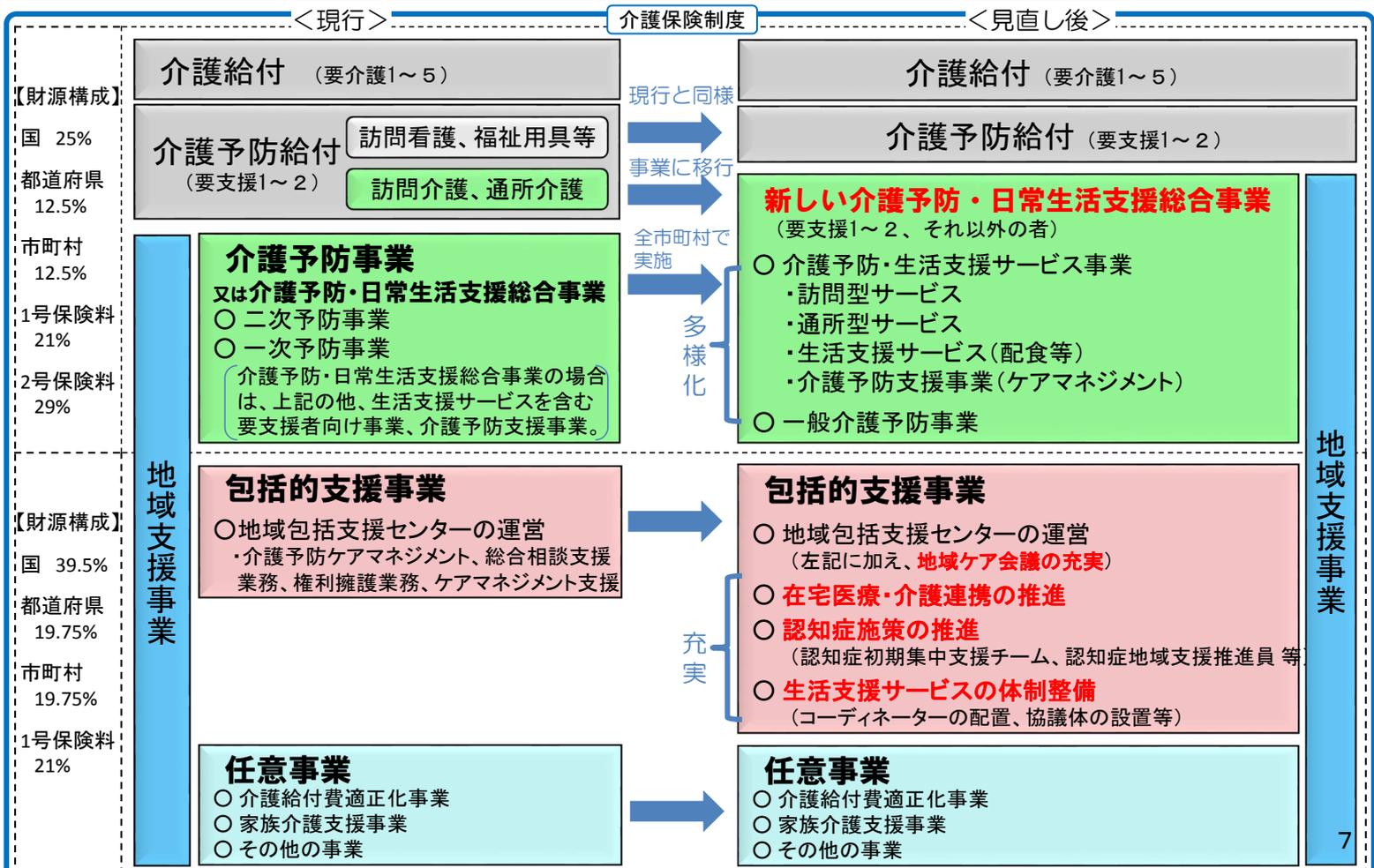
<参考資料3>

- 全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日開催)についてのQ&A【9月19日版】より抜粋

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成 <参考資料1>



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



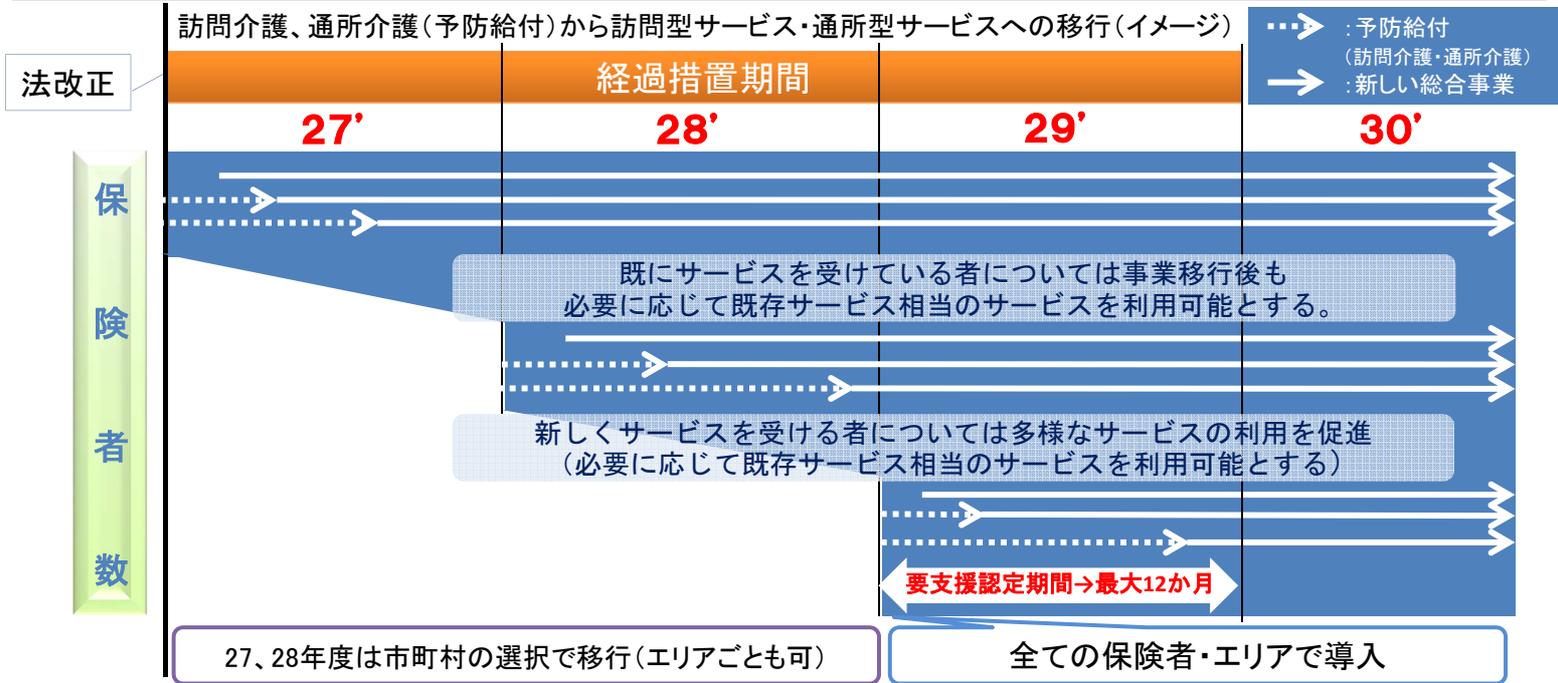
総合事業への円滑な移行

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



【参考】総合事業への指定事業者制度の導入

- 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン(指針)を定め、円滑な移行を支援。
- 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入
 - ・指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減
 - ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者(訪問介護・通所介護)を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る
 - ・審査及び支払についても、現在の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進

<介護予防給付の仕組み>

- ・指定介護予防事業者(都道府県が指定)
- ・介護報酬(全国一律)
- ・国保連に審査・支払いを委託

円滑な移行
(訪問介護・通所介護)

<新しい総合事業の仕組み>

①指定事業者による方法(給付の仕組みと同様)

- ・指定事業者(市町村が指定)
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

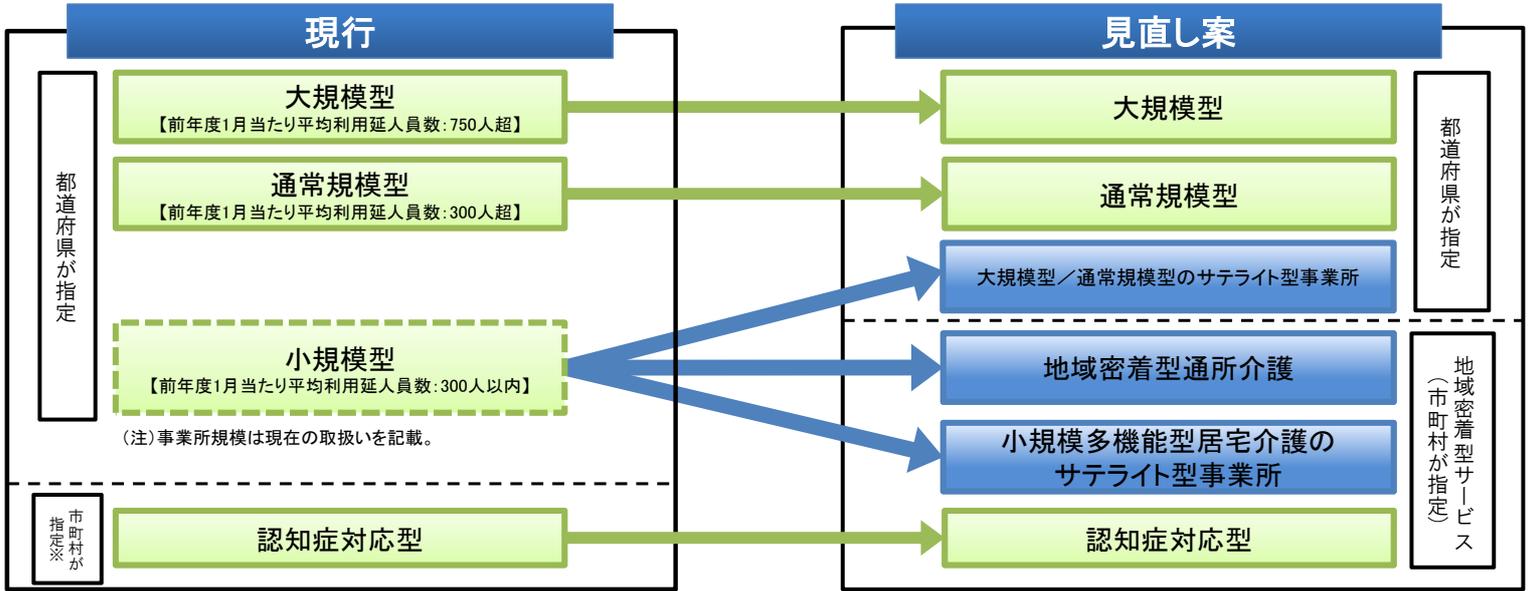
②その他の方法

- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定(利用者1人当たり必要とする費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定)

- (必要な方への専門的なサービス提供等)
- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
 - ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
 - ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

小規模型通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護（大規模型・通常規模型）**や**小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行**を検討。



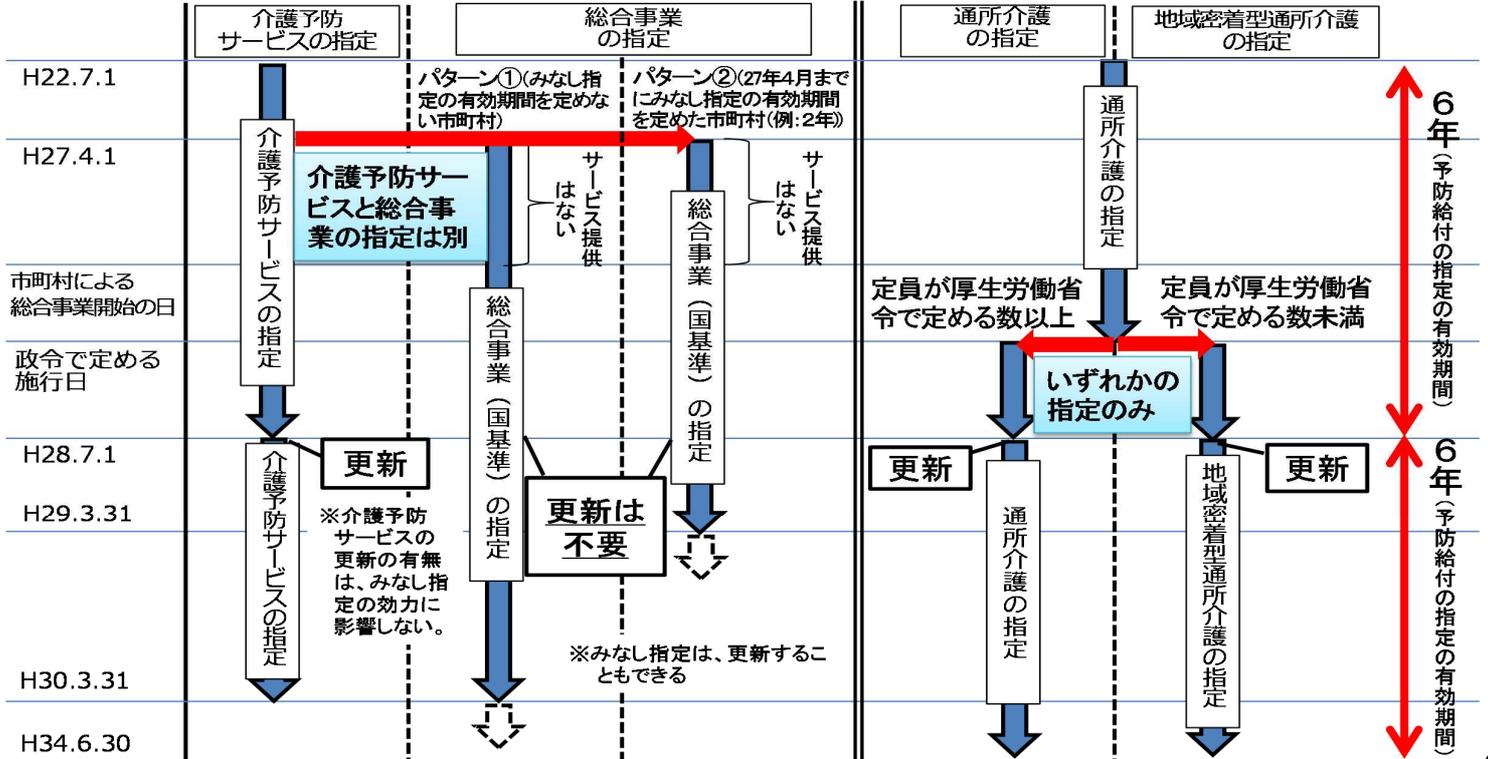
※地域密着型サービス

- ※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等
- 事業所の指定・監督
 - 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
 - 運営推進会議への参加 等
- ※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定（現時点で検討しているもの）

- 総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業の指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。
- みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間（市町村が定める場合はその期間）、地域密着型通所介護が平成28年4月までの間で政令で定める施行日から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。

<例>平成22年7月1日に指定を受けた事業者



総合事業のみなし指定について

＜介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)より抜粋＞

(改正法の規定)

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

＜表16：みなし指定の対応表＞

既存の指定(平成27年3月31日)	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定(以下「みなし指定」という。)
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

※ なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

- なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさないこととなっている(同条ただし書)。

(みなし指定の有効期間)

- みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とする※が、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定である。
- ※ みなしによる総合事業の指定については、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、みなし指定の有効期間は、全国一律平成27年4月1日からとなる。

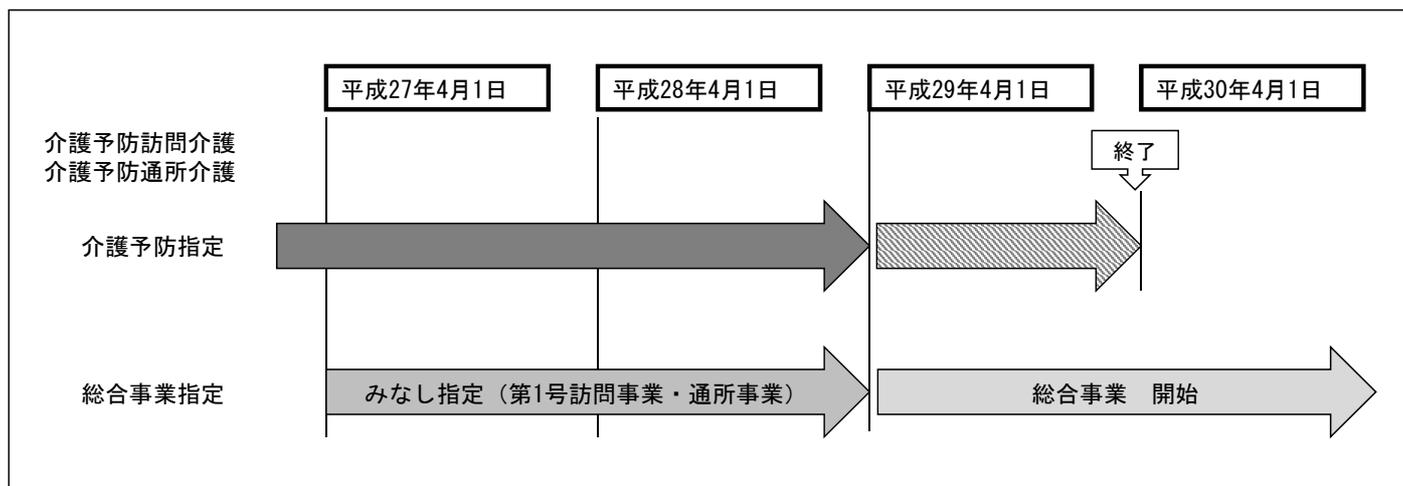
＜介護予防訪問介護・通所介護の指定について＞

- なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付(指定介護予防サービス事業者の指定)による指定の効力も残るため、**みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。**

(みなし指定の効力の範囲)

- みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶ。国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、影響が予想される事業者、市町村等と必要な調整が行われることが適当である。
みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となる。

(例)平成29年4月から総合事業を開始する場合



【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて】より抜粋

第6 総合事業の制度的な枠組み

区分	問	回答
問6	平成 27 年 4 月以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業者の新規指定や更新を受けた場合、当該事業所が所在する市町村が条例で事業の実施日を平成 27 年 4 月以降に猶予していたとしても、事業の実施日に総合事業のみなし指定は行われぬのか。	行われぬ。
問8	例えば、要介護対象の広域型の通所介護事業所（都道府県指定）が、一体的に総合事業の通所型サービス（市町村指定）を行う場合など、事業者が給付の事業と総合事業を同一の場所で一体的に行う場合、人員基準や設備基準を満たしているかどうかについてどのように確認するのか。	通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準（案）についてはガイドライン案 P104 に記載しているが、基準については、総合事業の基準を市町村が、給付の基準を都道府県がそれぞれ確認することとなる。
問9	予防給付から総合事業へ移行期間中である平成 27 年度から平成 29 年度までの間にあっては、予防給付と総合事業の 2 つの指定を受ける事業所が出てくるが、人員や設備等は兼務・共用することが可能か。また、その際は特例的な考え方（予防給付と総合事業を一体的に運用する場合は常勤換算上 1 とする等）を採用するか。	経過的に兼務・共用することを可能とする経過規定を置くことが必要と考えており、経過規定の詳細については検討中である。
問10	平成 30 年度までの間にあっては、総合事業に移行した自治体に所在する事業所であっても、例えば、更新申請まで期間があり予防給付として通所介護を利用している要支援者が存在し、同じ事業所に要介護者、給付対象の要支援者、事業対象の要支援者が混在することも想定される。このとき、事業所においては給付と事業を同時に実施することができるのか。その場合、どのような基準を遵守すれば良いのか。	同時に実施することは可能である。通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準（案）についてはガイドライン案 P104 に記載しており、その際、原則として予防給付は都道府県が定める予防給付の基準、総合事業は市町村が定める総合事業の基準の遵守となるが、経過規定の詳細については検討中である。
問18	給付管理については、「事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行う」とあるが、ここでいう指定事業者とは①現行の訪問介護・通所介護相当（訪問介護・通所介護）と②緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A・通所型サービス A）のことか。指定事業者以外のサービスは限度額管理をしなくても良いということか。	ご指摘のとおり、指定事業者とは、現行の訪問介護・通所介護相当と緩和した基準によるサービスである。指定事業者を使用したサービスについては、個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、また国保連を活用するサービスであることから、限度額管理の対象とすることとしている。一方、その他のサービスについては、限度額管理の対象とすることは予定していない。

第7 円滑な事業への移行・実施

区分	問	回答
問4	<p>総合事業におけるみなし事業所について、事業者に対してみなし指定を行うかどうか判断することは可能か。また、平成27年4月以降に新総合事業における事業所の指定の基準を市町村が制定した際、現にみなし指定されている事業者に対し、みなし指定が有効期間であっても、指定を切り替えることは可能か。</p>	<p>現在の指定事業者については、指定事業所側からの申出がない限り、平成27年4月1日に指定事業所とみなされる。ただし、原則3年間とする予定のみなし指定の有効期間については、市町村が要綱等で定めた場合には、3年未満とする 것도可能とする予定である。指定事業所の見直しを検討されている市町村においては、みなし指定の期間を短縮するなど、地域の実情に応じて、適切なみなし指定の有効期間を検討していただきたい。</p> <p>また、平成27年4月以降に市町村が新たな指定の基準として、例えば、みなし指定の基準とは別に緩和した基準を定めた場合には、事業所が当該緩和した基準によるサービスを提供するためには、その基準に基づく新たな指定を受けることが必要となる。この場合、みなし指定を受けた事業所についても、緩和した基準に基づく指定を重ねて受けることが可能であり、指定を受ければ、緩和した基準に基づくサービス提供ができることになる。</p>
問6	<p>総合事業のみなし事業所のみなし期間は原則3年であり、3年以上の有効期間を定めることができるとのことであるが、3年以上と定めることはできるのか。</p>	<p>総合事業のみなし指定の有効期間については、原則3年間とするが、市町村が要綱等に定めることで、6年を超えない範囲で3年以上も可能とする予定である。市町村においては、効果的・効率的な事業の実施を推進する観点から、指定事業者によるサービス提供の状況等を踏まえて、適切なみなし指定の有効期間を検討していただきたい。</p>
問7	<p>平成27年4月以降に指定の更新を迎える事業所に関しては、指定の有効期間は平成30年3月31日までとするのか、それとも指定有効期間である6年とするのか。</p>	<p>平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に指定の更新を迎える予防給付の訪問介護や通所介護の事業所に関しては、指定の更新をした場合には、予防給付の訪問介護、通所介護が完全に廃止されるまでの間の平成30年3月31日までが指定の有効期間となる。なお、総合事業の指定については、当該事業所は平成27年4月前から予防給付の訪問介護や通所介護の事業所指定を受けていたと考えられるところ、基本的には平成27年4月1日の段階で総合事業の事業者としてのみなし指定を受けており、みなし指定の有効期間は原則3年間であることから、原則平成30年3月31日までが指定の有効期間となる。(市町村が要綱等を定めることを通じ、3年とは異なる期間を定めることも可能とする予定である。)</p> <p>※ 仮に、総合事業のみなし指定の有効期間を1年間とした場合、平成28年3月31日までが総合事業の指定の有効期間となる一方で、予防給付の指定事業所の有効期間については、予防給付を経過的に受ける利用者のために指定や指定の更新が行われるところ、平成30年3月31日までとなる。</p>

<p>問 8</p>	<p>新総合事業に移行後は、指定事業所は事業所の住所地の市町村においてのみ なし事業所となるのか。現在の指定事業所の指定権限は都道府県にあり、事業 所の住所地外の市町村の被保険者であってもその指定事業所を利用するこ とができるが、新総合事業への移行時には、指定事業所の住所地外の市町村の被 保険者は、指定事業所がその住所地外の市町村の指定申請を行わないと利用す ることができなくなるのか。</p>	<p>ガイドライン案 P131 にも記載したとおり、みなし指定は、現行の予防給付の指 定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととしている。 なお、みなし指定の有効期間が終了し、総合事業の事業所として更新を行う場 合には、その効力は各市町村域の範囲内に及ぶことになることから、事業所が所 在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者が利用して いる事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必 要となる。</p>
<p>問 9</p>	<p>新総合事業が開始された市町村における事業所において、新規に又は更新と して、旧介護予防通所介護等の事業所としての指定を都道府県に申請し、及び 都道府県はその指定を行うことは可能なのか。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日以降、総合事業が開始された市町村に所在する事業所に関 し、都道府県が予防給付の訪問介護や通所介護の事業所としての新規の指定や更 新を行うことは、平成 30 年 3 月 31 日までの間であれば可能であり、その場合の 指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までとなる。 なお、当該予防給付の事業所については、予防給付を経過的に受ける利用者 のために指定が行われるところ、利用者が総合事業の利用を開始すれば、当該利 用者は予防給付としての訪問介護や通所介護を利用することはできないため、当 該予防給付の事業所のサービスを利用することは想定されない。(予防給付に相当 するサービスを必要とする利用者には、現行の訪問介護や通所介護相当のサービ ス事業としてサービスが提供される。)。一方、例えば、総合事業の実施を猶予し ている周辺の市町村の要支援者等が総合事業が開始された市町村の事業所のサー ビスを予防給付としての訪問介護や通所介護として利用することは想定されうる。</p>

<参考資料3> 全国介護保険担当課長会議（平成26年7月28日開催）資料についてのQ&A【9月19日版】より抜粋

（地域密着型通所介護関係）

区分	問	回答
問 129	<p>介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】では、「通所介護とは～（利用定員が厚生労働省令に定める数以上であるもの～）をいう。」とし「十八人」となっているが、デイサービスの資料では「通所介護事業所の利用定員が18人以下の事業所を地域密着型通所介護とする」になっている。どちらが正しいのか。</p>	<p>地域密着型通所介護については、利用定員が18人以下の事業所とする予定である。このため、通所介護は、利用定員が19人以上の事業所となる。</p>
問 141	<p>利用定員18人以下を地域密着型通所介護とする予定とのことだが、現行で通常規模型（前年度1月当たり平均利用延人数301～750人）で、かつ定員が18人以下の事業所も地域密着型サービスとなるのか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在の介護報酬上、小規模型通所介護費の対象となる事業所は、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の場合であるが、地域密着型サービスとして位置付ける際には、固定的な基準が必要である。 2 このため、現行の小規模型通所介護費の対象となる事業所を概ね位置付けることができる規模として、事業所の利用定員が18人以下である場合は、地域密着型通所介護とする予定である。 3 このことから、現在、通常規模型の報酬を算定している事業所においても、現在届出がなされている事業所の利用定員が18人以下の場合は、地域密着型サービスとなる。
問 142	<p>指定療養通所介護については、現行の基準で利用定員9人以下となっているが、平成28年4月1日以降は、すべて地域密着型サービスとなるのか。</p>	<p>利用定員18人以下の通所介護は、地域密着型サービスとなる。このため、利用定員9人以下の療養通所介護は、地域密着型サービスと整理することを検討している。</p>
問 143	<p>現在、1の事業所において月曜～金曜の利用定員を30人、土曜の利用定員を10人としている場合、月曜～金曜について通所介護の指定が継続され、土曜について地域密着型通所介護のみなし指定を受けることになるのか。それとも、そもそも曜日ごとに定員を分けることは想定していないのか。（事例の場合では、利用定員は月～土まで30人、月～金曜は1単位目、土曜は2単位目という取扱いになるのか）。</p>	<p>利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、単位ごとの定員のことでない。事例のような場合には、利用定員30人の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>
問 144	<p>地域密着型通所介護の利用定員については、定員18人以下と示されているが、事業所によっては、サービス提供単位ごとに定員19人以上と18人以下に設定している場合がある。このようなサービス体制を取っている場合は、サービス分類をどのように考えれば良いか。</p>	<p>利用定員については、事業所において同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、サービス提供単位ごとの定員のことでない。事例のような場合には、利用定員19人以上の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>

<p>問 145</p>	<p>平成 28 年 4 月から小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行するが、利用者は原則として、事業所がある市町村に限定されるのか。また、他市町村の利用者については現行のような事務手続きをすることで利用可能とするのか。</p>	<p>1 平成 28 年 4 月 1 日以降の新規利用者については、その事業所がある市町村の被保険者のみがサービス利用の対象となるが、当該市町村の同意を得た上で他の市町村が当該事業所を指定すれば、他の市町村の被保険者が利用することも可能である。</p> <p>2 また、平成 28 年 4 月 1 日前からの既存の利用者については、それぞれの住所地である市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、当該市町村以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用することが可能である。</p>
<p>問 148</p>	<p>みなし指定について、みなし指定の対象事業所の確認（施行日前日の利用者に係る市町村の確認）は、各指定権者（A 市町村）が行うのか。また、どのように行うことを想定しているか。</p>	<p>1 各市町村においては、都道府県から地域密着型通所介護に移行する事業所の指定に係る必要書類や都道府県内における移行する事業所の情報などを引き継いでいただくことを検討している。</p> <p>2 A 市町村の被保険者が、B 市町村の事業所を利用している場合の把握方法としては、地域密着型通所介護に移行する事業所（B 市町村に所在）から、A 市町村に A 市町村の被保険者の利用実績などを報告することを通じ確認することを検討している。</p>
<p>問 150</p>	<p>既存の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行は、みなし指定ということで進が、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たな事業所は市町村の指定対象として、他の地域密着型サービスと同等の取扱いをすると捉えることでいいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>問 151</p>	<p>「地域密着型通所介護に位置付ける際の判断基準となる利用定員については、現在届出がなされている利用定員により判断する」とあるが、移行後に区分をまたいで定員変更（例えば定員 18 名（地域密着）から 20 名（通所介護）の変更など）する場合は、それぞれの廃止・指定手続きが必要になるのか。</p>	<p>お見込みのとおり、地域密着型通所介護については市町村に対して廃止手続きが必要となり、通所介護については都道府県に対して新たに指定手続きが必要となる。</p>
<p>問 156</p>	<p>地域密着型通所介護の利用定員の判断は、「同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の上限が 18 人以下」の予定とあるが、指定通所介護と総合事業（通所型サービス）を一体的に運営する場合の定員の考え方はどのようになるのか。</p>	<p>利用定員については、当該事業所において同時に指定通所介護（地域密着型通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限であり、この範囲内において総合事業を一体的に行うことも可能とすることを検討している。</p>

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

介護予防・日常生活支援総合事業に係るみなし指定の不要の申出について

標記については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号）（以下「法律等」という。）により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスを行う事業者（以下「指定介護予防訪問介護等事業者」という。）は、施行日（同年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていますが、当該事業者が施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでないとされています。

総合事業に係るみなし指定の別段（不要）の申出をする場合（みなし指定を希望しない場合）について、法律等に基づき下記のとおり取扱いますので、お知らせします。

なお、当該申出を行った場合には、総合事業を実施することができません。当該申出を行った指定介護予防訪問介護等事業者が、総合事業を実施しようとする場合には、同年4月1日以降、各市町に対して介護保険法第115条45の5第1項に基づき指定申請手続が必要になることを念のため申し添えます。

記

1 申出事項

別紙参考様式のとおり

2 申出書提出先

①・高松市以外に住所を有する指定介護予防訪問介護・通所介護事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

・高松市内に住所を有する事業所については、別途高松市が定める様式により高松市に提出してください。

②事業所の所在する市町の介護保険主管課

③他の市町村の被保険者が指定介護予防訪問介護等事業所を利用している場合には、当該他の市町村の介護保険主管課

3 提出期限

平成27年3月31日（火曜日）【必着】

(かがわ介護保険情報ネット)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/tuuchi/kentuuchi.html>

【問い合わせ先】

- ・ 高松市外に住所を有する事業所 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ
TEL 087-832-3269
- ・ 高松市内に住所を有する事業所 高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課
TEL 087-839-2326

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

香川県知事 殿
市町村長 殿

申出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

㊟

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条ただし書の規定により、次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

事業所	名 称										
	サービス種類※1	介護予防訪問介護					介護予防通所介護				
	所在地										
	介護保険事業所番号										
申出者	名 称										
	代表者の職・氏名										
管理者	氏 名										
	住 所										
指定を不要とする第1号事業の種類※2	第1号訪問事業 ※3					第1号通所事業 ※4					

○ 当該申出は、県と事業所の所在する市町に提出してください。また、他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村にも提出してください。

※1 現在指定を受けているサービス種類について、○印を付してください。

※2 指定を不要とする申出を行う第1号事業の種類について、○印を付してください。

(介護予防訪問介護事業所は第1号訪問事業について、介護予防通所介護事業所は第1号通所事業について申出を行うことになります。)

なお、「第1号事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被

保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して行う事業をいいます。

- ※3 「第1号訪問事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいいます。
- ※4 「第1号通所事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいいます。

事務連絡
平成27年3月2日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業に係るみなし指定の不要の申し出について

標記については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号）（以下「法律等」という。）により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスを行う事業者（以下「指定介護予防訪問介護等事業者」という。）は、施行日（同年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていますが、当該事業者が施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでないとされています。

総合事業に係るみなし指定の別段（不要）の申し出をする場合（みなし指定を希望しない場合）について、法律等に基づき下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

なお、当該申出を行った場合には、総合事業を実施することができません。当該申出を行った指定介護予防訪問介護等事業者が、総合事業を実施しようとする場合には、同年4月1日以降、介護保険法第115条45の5第1項に基づき指定申請手続が必要になることを念のため申し添えます。

記

1 申出事項

別紙参考様式のとおり。参考様式は（高松市公式ホームページ「もっと高松」<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）に掲載しています。

「もっと高松」→「介護保険課」→「介護保険サービス事業者の皆様へ」→「介護保険課からのお知らせはこちら」→「総合事業に係るみなし指定の不要の申し出について」

2 申出書提出先

- ①高松市内に住所を有する指定介護予防訪問介護・通所介護事業所
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課 相談指導係
- ②他の市町村の被保険者が指定介護予防訪問介護等事業所を利用している場合
①の提出先に加え、当該他の市町村の介護保険主管課

3 提出期限

平成27年3月31日（火曜日）【必着】

【問い合わせ先】

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課 相談指導係

TEL 087-839-2326

FAX 087-839-2337

高松市長 殿
市町村長 殿

申出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊟

指定を不要とする旨の申出書

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条ただし書の規定により、次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

事業所	名称										
	サービス種類※1	介護予防訪問介護					介護予防通所介護				
	所在地										
	介護保険事業所番号										
申出者	名称										
	代表者の職・氏名										
管理者	氏名										
	住所										
指定を不要とする第1号事業の種類※2	第1号訪問事業 ※3					第1号通所事業 ※4					

○当該申出書を高松市に提出してください。また、他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村にも提出してください。

※1 現在指定を受けているサービス種類について、○印を付してください。

※2 指定を不要とする申出を行う第1号事業の種類について、○印を付してください。

(介護予防訪問介護事業所は第1号訪問事業について、介護予防通所介護事業所は第1号通所事業について申出を行うことになります。)

なお、「第1号事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被

保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して行う事業をいいます。

- ※3 「第1号訪問事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいいます。
- ※4 「第1号通所事業」とは、医療介護総合確保推進法第5条の規定により改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいいます。